

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 3 条
処 分 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準） 古物営業法第 5 条第 1 項（許可の手続） 古物営業法施行規則第 1 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 古物営業法施行規則第 1 条の 2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者） 古物営業法施行規則第 1 条の 3（許可の申請） 古物営業法施行規則第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：40 日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：

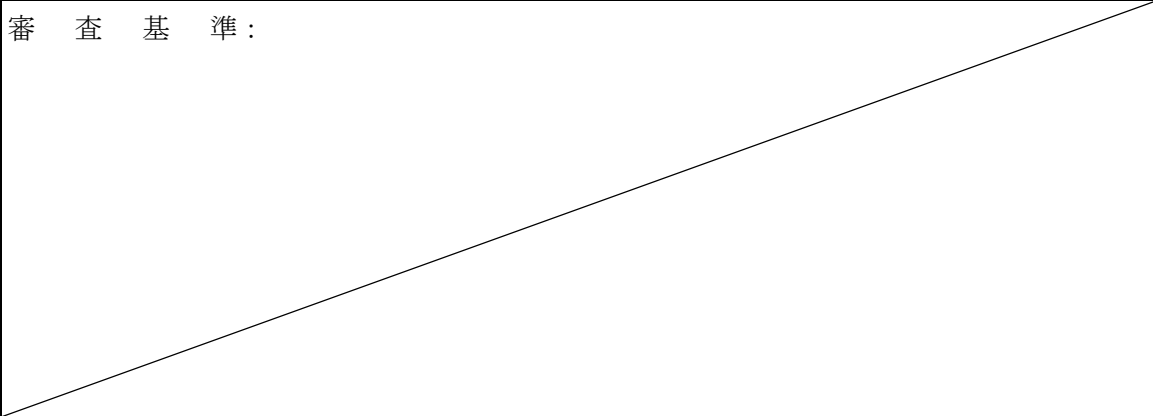
審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 3 条
処 分 概 要 : 古物市場主の許可
原権者（委任先） : 兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第 4 条（許可の基準） 古物営業法第 5 条第 1 項（許可の手続） 古物営業法施行規則第 1 条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 古物営業法施行規則第 1 条の 2（心身の故障により古物商又は古物市場主の業務を適正に実施することができない者） 古物営業法施行規則第 1 条の 3（許可の申請） 古物営業法施行規則第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準 : 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50 日以内
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考 :

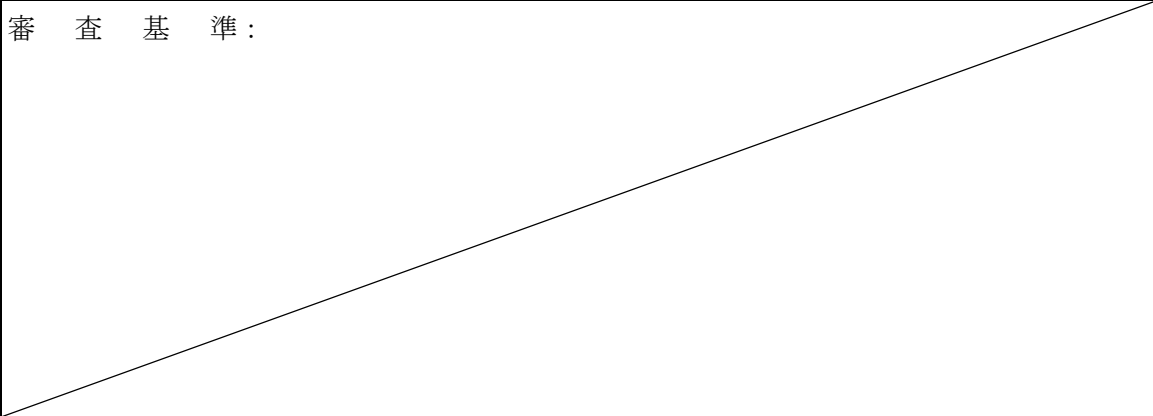
審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 5 条第 4 項
処 分 概 要 : 許可証の再交付
原権者（委任先） : 兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 4 条第 1 項、同条第 2 項（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準 : 
標 準 処 理 期 間 : 14日以内
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考 :

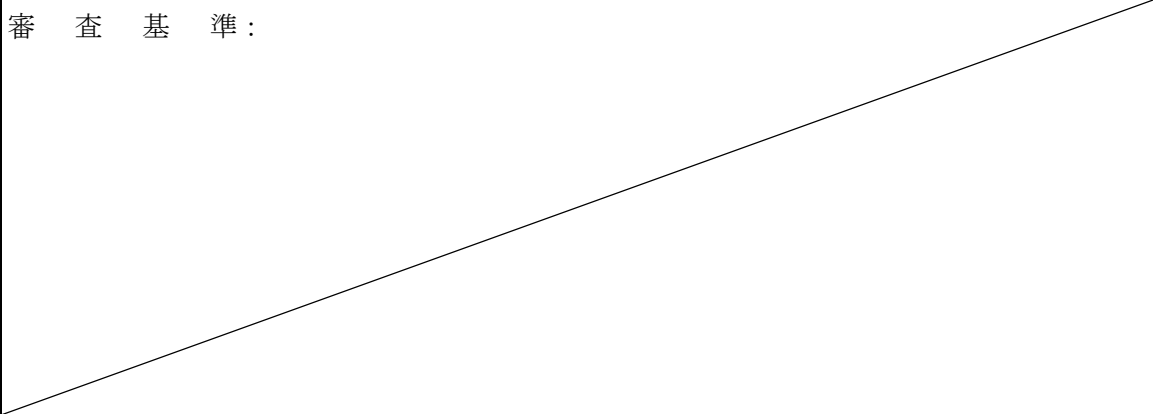
審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 7 条第 5 項
処 分 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 5 条第 9 項、同条第 10 項、第 4 条第 2 項 (許可証の書換 えの申請)
審 査 基 準 : 
標 準 処 理 期 間 : 14 日以内
申 請 先 : 申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当 する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先 : 兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係 (078-341-7441 内線 3426)
備 考 :

審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第21条の 5 第 1 項又は第21条の 6 第 1 項
処 分 概 要：古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第19条の 4 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 古物営業法施行規則第19条の 5 （古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由） 古物営業法施行規則第19条の 6 （盗品等の売買の防止等に資する方法の基準） 古物営業法施行規則第19条の11 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請） 古物営業法施行規則第19条の 5 、同規則第19条の12 （外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：40日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線 3426）
備 考：